

観光振興事業費補助金

(クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業)

募集要領

■受付期間

令和3年4月1日(木)～令和3年4月21日(水)

17:00(必着)

■提出先(別表参照)

地方整備局港湾空港部等

地方運輸局海事振興部等

■問い合わせ先

○クルーズ船受入の相互理解促進、船内等で行う寄港地観光の消費喚起及びクルーズ船の安全な寄港再開支援:

国土交通省港湾局産業港湾課クルーズ振興室

Tel: 03-5253-8111(内線 46-424、46-422)

03-5253-8672(直通)

E-mail: hqt-kaiyou-cruise@gxb.mlit.go.jp

○新たなクルーズ様式に沿ったフライ&クルーズの商品造成:

国土交通省海事局外航課 西中、関根

Tel: 03-5253-8111(内線 43-352、43-366)

03-5253-8619(直通)

E-mail: nishinaka-k2mf@mlit.go.jp

sekine-y2e5@mlit.go.jp

■目 次

I. クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業の概要	
1. 背景、目的	2
2. 事業内容	2
II. 応募（申請）、審査・評価について	
1. 応募（申請）について	5
2. 事業の審査・評価について	6
3. 事業の採択	6
III. 補助金の交付等	
1. 補助金の交付申請	7
2. 交付決定（交付決定変更も含む）	7
3. 補助事業の変更について	7
4. 実績報告及び補助金の額の確定について	8
5. 補助金の経理	8
6. 事業中及び事業完了後の留意点	8

【別添資料】

- ・別添 1 事業の申請書（様式 1）
- ・別添 2 事業計画（様式 2）
- ・別添 3 事業計画記載例
- ・別添 4 提出物チェックリスト
- ・別添 5 事業実施フロー
- ・別添 6 観光振興事業費補助金（クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業）交付要綱

I. クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業の概要

1. 背景、目的

我が国のクルーズ市場は発展を続け、地域経済の活性化に寄与してきましたが、新型コロナウイルス感染症の発生例が相次ぎ、信頼や安心が失われたところです。しかし、我が国の寄港地としての魅力が失われたわけではなく、クルーズ船の寄港は引き続き地域の活性化に向けた重要な役割を期待されていることから、安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進めることが必要不可欠です。

クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業（以下、「本事業」という。）は、クルーズ船受入の相互理解促進、船内等で行う寄港地観光の消費喚起、新たなクルーズ様式に沿ったフライ&クルーズの商品造成、クルーズ船の安全な寄港再開支援を行う事業を対象として補助金の交付を行うことにより、安全・安心かつ上質で多様な寄港地観光の促進及びクルーズ船の安全な寄港再開を促進することを目的としています。

2. 事業内容

2. 1 補助対象事業

- (1) クルーズ船受入の相互理解促進
- (2) 船内等で行う寄港地観光の消費喚起
- (3) 新たなクルーズ様式に沿ったフライ&クルーズの商品造成
- (4) クルーズ船の安全な寄港再開支援

2. 2 補助対象経費等

補助対象経費の区分は次のとおりです。

(1) クルーズ船受入の相互理解促進

クルーズ旅客と受入側がともに安心できるよう実施される、下記の取り組みに要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費

- ・ 港や周遊先におけるクルーズ船寄港に対する理解促進
- ・ 寄港地における積極的な消費環境創出

例：感染症対策の理解促進のためのクルーズ船内覧会やセミナー・FAM ツアー・訓練の実施、感染症対策を含め地域と連携して行うツアーメニューの造成

(2) 船内等で行う寄港地観光の消費喚起

船内等で行う寄港地観光の消費喚起の取り組みに要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費

例：寄港地の食の魅力を船内で伝える取り組みの実施

(3) 新たなクルーズ様式に沿ったフライ&クルーズの商品造成

クルーズ船社、クルーズ旅客及び受入側の安全・安心を確保し、滞在促進による消費拡大に資する新たなクルーズ様式に沿った商品造成に要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費

例：以下の要素を取り入れたクルーズの商品造成に向けた実証実験事業（モニタリングツアー）の実施

- ・クルーズカードを利用した寄港地のキャッシュレス化
- ・「ワーケーション」に必要な船内の環境整備等
- ・感染症対策のためのアプリの活用 等

(4) クルーズ船の安全な寄港再開支援

当該港湾において寄港するクルーズ船の更なる大型化に対応するため、船舶航行の安全性の検証及び現地における安全性の確認に必要な経費のうち調査費、協議会運営費

なお、補助対象は、「過去最大かつ10万トン級以上のクルーズ船の寄港を検討する場合及び2019年以前の3年（2017年、2018年、2019年）の総寄港回数のおのいずれかが10回以上の港湾」に限る

例：船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認

2. 3 補助率

補助率は、1／2以内です。

2. 4 補助対象事業者

本事業の補助対象者は次のとおりです。

- (1) クルーズ船受入の相互理解促進
- (2) 船内等で行う寄港地観光の消費喚起
- (3) 新たなクルーズ様式に沿ったフライ&クルーズの商品造成

- クルーズ振興のための地域の協議会等※
- 地方公共団体（港務局含む）

※「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。

- 一 関係する地方公共団体（港務局含む）
- 二 地方整備局及び/または地方運輸局（北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む）
- 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者（観光地域づくり法人（DMO）含む）

（４）クルーズ船の安全な寄港再開支援

- 地方公共団体（港務局含む）

ただし、補助対象事業者及び関係者が次の（i）から（vii）までのいずれかに該当する場合は補助対象外となります。また、採択後に判明した場合も補助対象外となります。

- （i）役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- （ii）暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （iii）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- （iv）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- （v）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （vi）下請契約その他の契約に当たり、その相手方が（i）から（v）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （vii）事業者が、（i）から（v）までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（（vi）に該当する場合を除く。）に、国が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

Ⅱ. 応募（申請）、審査・評価について

1. 応募（申請）について

以下のとおり、事業を募集します。なお、本事業及び観光振興事業費補助金（クルーズの更なる寄港促進を通じた地域活性化事業）（以下、「両事業」という。）の補助制度の補助対象事業に該当する事業については、両事業の補助制度に応募することも可能です。その場合、同一の事業を両事業の補助制度に応募している旨を明記した、それぞれの補助制度の募集要領に基づく両事業の様式書類を提出頂くようお願いいたします。ただし、同一の事業を両事業の補助制度について採択することはありませんので、予めご了承ください。

1. 1 提出書類

- (1) 申請書（様式1）
 - (2) 事業計画（様式2）
 - (3) 補助対象事業費の算出根拠資料
 - (4) クルーズ振興を通じた地域活性化のために行った具体的な取り組みが分かる資料
- ※(4)については、申請者にクルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者（観光地域づくり法人（DMO）含む）を含む場合のみ提出して下さい。

1. 2 書類受付期間

令和3年4月1日（木）～ 令和3年4月21日（水） 17：00（必着）

1. 3 書類提出方法

応募書類は、電子メールにより提出下さい（紙媒体の持参又は郵送は不要です）。電子メール送信後、提出した旨を必ず電話にて連絡してください。

1. 4 書類提出先

別表の通り。クルーズ船受入の相互理解促進、船内等で行う寄港地観光の消費喚起及びクルーズ船の安全な寄港再開支援に関しては、最寄りの地方整備局等へ、新たなクルーズ様式に沿ったフライ&クルーズの商品造成に関しては、最寄りの地方運輸局等へ提出下さい。

別表

【地方整備局等】

提出先	メールアドレス・電話番号
北海道開発局港湾空港部 港湾計画課 調査係	E-mail : hkd-ky-kouwanhoj01@gxb.mlit.go.jp Tel : 011-709-2311 (内線 5617)
東北地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.thr-i-kyoku@mlit.go.jp Tel : 022-716-0005
関東地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ担当係	E-mail : pa.ktr-cruise@gxb.mlit.go.jp Tel : 045-211-7437
北陸地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.hrr-kouwan103@ou.mlit.go.jp Tel : 025-370-6706
中部地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.cbr-chubu-cruise@mlit.go.jp Tel : 052-203-6330
近畿地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.kkr-kinki-cruise@gxb.mlit.go.jp Tel : 078-391-3102
中国地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : yamaguchi-k87s3@mlit.go.jp takenaka-m87j5@mlit.go.jp Tel : 082-511-3928
四国地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.skr-cruise-butsumaru@gxb.mlit.go.jp Tel : 087-811-8360
九州地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.qsr-kaiyou-cruise@gxb.mlit.go.jp Tel : 092-418-3379
内閣府沖縄総合事務局開発建設部 港湾計画課 クルーズ専門官	E-mail : kaiyou-cruise.h7w@ogb.cao.go.jp Tel : 098-866-1906

【地方運輸局等】

提出先	メールアドレス・電話番号
北海道運輸局海事振興部 旅客・船舶産業課	E-mail : hkt-hok-kaijishinkou@mlit.go.jp Tel : 011-290-1011
東北運輸局海事振興部 海事産業課	E-mail : tht-kaijisangyo Tel : 022-791-7512
関東運輸局海事振興部 旅客課	E-mail : ktt-kai-ryo@mlit.go.jp Tel : 045-211-7214
北陸信越運輸局海事部 海事産業課	E-mail : hrt-kaijisangyou@gxb.mlit.go.jp Tel : 025-285-9156
中部運輸局海事振興部 旅客課	E-mail : cbt-chubu-s3@gxb.mlit.go.jp Tel : 052-952-8013
近畿運輸局海事振興部 旅客課	E-mail : kinki-kaishinryokaku@mlit.go.jp Tel : 06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部 旅客課	E-mail : kbn-kobe-r3@gxb.mlit.go.jp Tel : 078-321-3146
中国運輸局海事振興部 旅客課	E-mail : cgt-ryokaku@gxb.mlit.go.jp Tel : 082-228-3679
四国運輸局海事振興部 海運・港運課	E-mail : skt-shikoku-sp3@gxb.mlit.go.jp Tel : 087-802-6807
九州運輸局海事振興部 旅客課	E-mail : qst-kaiji-kuruzu@mlit.go.jp Tel : 092-472-3155
内閣府沖縄総合事務局運輸部 総務運航課	E-mail : tokkyo-yusou.h5d@ogb.cao.go.jp Tel : 098-866-1836

2. 事業の審査・評価について

受付期間中に応募のあった事業については、以下の観点から審査・評価します。審査・評価の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載があった場合には、当該応募を無効とします。

<審査・評価の観点>

① 申請者について

- ・実施体制の妥当性
- ・クルーズ船社や地域内関係者との連携状況

② 事業計画について

- ・本事業の目的との整合性
- ・国際観光旅客税の用途に関する基本方針*との整合性
- ・実現可能性及び継続性
- ・概算事業費及び経費内訳の妥当性
- ・事業実施による成果目標の妥当性

※ 国際観光旅客税の用途に関する基本方針

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko_vision/pdf/r021221_kihonhoushin.pdf)

3. 事業の採択

有識者委員会の審査・評価結果等を踏まえ、国土交通大臣が申請者に対し、提出された事業の採択もしくは不採択の結果を書面により通知します。採択した事業については、併せて、予算額（執行可能額）を申請者に通知（内定通知）します。なお、結果の通知は令和3年5月頃を予定しています。

Ⅲ. 補助金の交付等

補助金の交付申請手続き等については、事業採択の通知時にお知らせします。

補助金の交付申請受付窓口は、事業実施箇所を管轄する各地方整備局（港湾空港関係）等又は各地方運輸局（運輸監理部を含み、沖縄総合事務局にあつては運輸部を含む。）等（以下、本章において「各地方整備局（港湾空港関係）等」という。）です。補助金の交付申請等にあたっては、観光振興事業費補助金（クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業）交付要綱及び本募集要領の内容を遵守して頂きます。

1. 補助金の交付申請

事業採択の通知を受けた申請者（以下、「補助対象事業者」という。）が補助金の交付を受けようとする際には、補助金交付申請書を提出し、交付決定を受ける必要があります。

なお、交付決定前に事業着手している事業は、補助対象外となります。また、消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。また、土地の取得に要する費用は補助対象外です。

2. 交付決定（交付決定変更も含む）

提出された補助金交付申請書については、次の事項等について審査をし、適当と認められた場合、交付を決定します。

- ・ 交付要綱及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 事業計画の内容に適合していること。
- ・ 補助金の対象とする経費に、国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下、「適正化法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する補助金等）が含まれていないこと。

3. 補助事業の変更について

補助対象事業者は、やむを得ない事情により、次の（1）又は（2）を行おうとする場合には、あらかじめ国土交通大臣の承認を得る必要があります。

（1）補助金交付申請書に記載の事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更

(2) 補助事業の中止又は廃止

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通大臣に報告してその指示に従う必要があります。

以上の手続きを行わず、事業の内容を変更し、交付決定した事業と異なる事業を実施したと判断された場合、当該事業は補助の対象となりませんので、ご注意ください。また、既に補助金を受領していた場合には、補助金の返還を求めることがありますのでご留意願います。

4. 実績報告及び補助金の額の確定について

補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、事業実施箇所を管轄する各地方整備局（港湾空港関係）等へ実績報告書を提出して下さい。

事業実施箇所を管轄する各地方整備局（港湾空港関係）等は、実績報告書を受理した後、交付申請に沿って補助事業が実施されたかについて書類審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行います。その報告、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定します。

5. 補助金の経理

補助対象事業者は、補助事業に係る収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておく必要があります。

特に支出額については、支出内容を証する書類（契約書、支払領収書等）を整備し、収支簿とともに、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。

6. 事業中及び事業完了後の留意点

6. 1 事業完了後の調査、会計検査等

補助対象事業者からの実績報告書の提出を受け、事業実施箇所を管轄する各地方整備局（港湾空港関係）等が、関係資料の提出依頼及び現地調査を行う場合があります。

また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行

及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご留意下さい。

6. 2 取得財産の処分の制限

補助対象事業者は、取得財産について、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する（以下、「処分」という。）ことは出来ません。

大臣の承認を受ける場合は、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還するとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付する必要があります。

6. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付要綱に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第 29 条から第 33 条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。

6. 4 アンケート、ヒアリングへの協力

補助期間中若しくは終了後、本事業に関する調査・評価のために、アンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

6. 5 情報の取り扱い等

本事業について広く一般に紹介するため、事業内容等に関する情報を、国土交通省のホームページ、パンフレットに掲載するなど、公開する可能性があります。

ただし、補助対象事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれがあるとして、補助対象事業者が申し出た場合は、原則公開しません。

観光振興事業費補助金

(クルーズの更なる寄港促進を通じた地域活性化事業)

募集要領

<感染拡大防止に寄与する事業に限る>

■受付期間

令和3年4月1日(木)～令和2年4月21日(水)

17:00(必着)

■提出先(別表参照)

地方整備局港湾空港部等

地方運輸局海事振興部等

■問い合わせ先

○クルーズの寄港地ツアーの魅力向上及びクルーズ船の更なる寄港促進に関する問い合わせ先

国土交通省港湾局産業港湾課クルーズ振興室

Tel: 03-5253-8111(内線 46-424、46-422)

03-5253-8672(直通)

E-mail: hqt-kaiyou-cruise@gxb.mlit.go.jp

■目 次

I. クルーズの更なる寄港促進を通じた地域活性化事業の概要	
1. 背景、目的	2
2. 事業内容	2
II. 応募（申請）、審査・評価について	
1. 応募（申請）について	5
2. 事業の審査・評価について	6
3. 事業の採択	6
III. 補助金の交付等	
1. 補助金の交付申請	7
2. 交付決定（交付決定変更も含む）	7
3. 補助事業の変更について	7
4. 実績報告及び補助金の額の確定について	8
5. 補助金の経理	8
6. 事業中及び事業完了後の留意点	8

【別添資料】

- ・別添 1 事業の申請書（様式 1）
- ・別添 2 事業計画（様式 2）
- ・別添 3 事業計画記載例
- ・別添 4 提出物チェックリスト
- ・別添 5 事業実施フロー
- ・別添 6 観光振興事業費補助金（クルーズの更なる寄港促進を通じた地域活性化事業）交付要綱

I. クルーズの更なる寄港促進を通じた地域活性化事業の概要

1. 背景、目的

近年のクルーズ旅客は、これまで著名な観光地や免税店等を巡るツアーが多く、旅客の集中による混雑などの課題が生じています。一方、日本文化や生活等に触れる特色ある寄港地観光に対するニーズの高まりも見られ、新たな客層の開拓やリピーターの確保のためにも、地域の実情に応じた効果的な取り組みが重要です。

このため、クルーズの更なる寄港促進を通じた地域活性化事業（以下、「本事業」という。）は、上質かつ多様なツアーメニューの造成、寄港地観光の満足度向上・積極的な消費環境の創出の取り組み、船内等で行う寄港地観光の消費喚起の取り組み、地方発着モデルクルーズの実施、クルーズ船の更なる大型化に対応する船舶航行安全性の検証を行う事業を対象として補助金の交付を行うことにより、上質かつ多様な寄港地観光の促進及びクルーズ船の更なる寄港を促進することを目的としています。

2. 事業内容

2. 1 補助対象事業

(1) 上質かつ多様な寄港地観光の促進

- ①クルーズの寄港地ツアーの魅力向上
- ②地方発着モデルクルーズの実施 ※今回の公募では対象外です。

(2) クルーズ船の更なる寄港促進

※いずれも感染拡大防止に寄与する事業に限る

2. 2 補助対象経費等

補助対象経費の区分は次のとおりです。

(1) 上質かつ多様な寄港地観光の促進

①クルーズの寄港地ツアーの魅力向上

クルーズ船の寄港に伴い生じている課題等を解決するため、当該港湾における、下記の企画・開発・宣伝及び実施、現地調査、アンケート調査、事業実施結果の整理・分析に要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費

- ・上質かつ多様なツアーメニューの造成
- ・寄港地観光の満足度向上・積極的な消費環境の創出の取り組み

- ・ 船内等で行う寄港地観光の消費喚起の取り組み

例：地域の特色を活かした寄港地観光のモデルツアーの造成、地元商店街と連携したクルーズ旅客向けの販促活動の実施、寄港地の食の魅力を船内で伝える取り組みの実施

②地方発着モデルクルーズの実施 ※今回の公募では対象外です。

地方来訪、滞在促進による消費拡大に資する地方発着クルーズの商品造成に向けた企画・開発・宣伝及び実施、現地調査、アンケート調査、事業実施結果の整理・分析に要する費用のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費

例：クルーズ船乗下船前後の観光及び宿泊をパッケージ化したフライ&クルーズ商品造成に向けた取り組みの実施

(2) クルーズ船の更なる寄港促進

当該港湾において寄港するクルーズ船の更なる大型化に対応するため、船舶航行の安全性の検証に必要な経費のうち調査費、協議会運営費

なお、補助対象は、「過去最大かつ10万トン級以上のクルーズ船の寄港を検討する場合及び過去3年（2017年、2018年、2019年）の総寄港回数のいずれかが10回以上の港湾」に限る

例：船舶航行安全委員会の開催

2. 3 補助率

補助率は、1/2以内です。

2. 4 補助対象事業者

本事業の補助対象者は次のとおりです。

(1) 上質かつ多様な寄港地観光の促進

- クルーズ振興のための地域の協議会等※
- 地方公共団体（港務局含む）

※「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実にを行うことができると認めた団体をいう。

- 一 関係する地方公共団体（港務局含む）
- 二 地方整備局及び/または地方運輸局（北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む）
- 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者（観光地域づくり法人（DMO）含む）

(2) クルーズ船の更なる寄港促進

- 地方公共団体（港務局含む）

ただし、補助対象事業者及び関係者が次の（i）から（vii）までのいずれかに該当する場合は補助対象外となります。また、採択後に判明した場合も補助対象外となります。

- （i）役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- （ii）暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （iii）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- （iv）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- （v）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （vi）下請契約その他の契約に当たり、その相手方が（i）から（v）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （vii）事業者が、（i）から（v）までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（（vi）に該当する場合を除く。）に、国が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

Ⅱ. 応募（申請）、審査・評価について

1. 応募（申請）について

以下のとおり、事業を募集します。なお、本事業及び観光振興事業費補助金（クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業）（以下、「両事業」という。）の補助制度の補助対象事業に該当する事業については、両事業の補助制度に応募することも可能です。その場合、同一の事業を両事業の補助制度に応募している旨を明記した、それぞれの補助制度の募集要領に基づく両事業の様式書類を提出頂くようお願いいたします。ただし、同一の事業を両事業の補助制度について採択することはありませんので、予めご了承ください。

1. 1 提出書類

- (1) 申請書（様式1）
 - (2) 事業計画（様式2）
 - (3) 補助対象事業費の算出根拠資料
 - (4) クルーズ振興を通じた地域活性化のために行った具体的な取り組みが分かる資料
- ※(4)については、申請者にクルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者（観光地域づくり法人（DMO）含む）を含む場合のみ提出して下さい。

1. 2 書類受付期間

令和3年4月1日（木）～ 令和3年4月21日（水） 17:00（必着）

1. 3 書類提出方法

応募書類は、電子メールにより提出下さい（紙媒体の持参又は郵送は不要です）。電子メール送信後、提出した旨を必ず電話にて連絡してください。

1. 4 書類提出先

別表の通り。クルーズの寄港地ツアーの魅力向上及びクルーズ船の更なる寄港促進に関しては、最寄りの地方整備局等へ、地方発着モデルクルーズの実施に関しては、最寄りの地方運輸局等へ提出下さい。

別表

【地方整備局等】

提出先	住所・電話番号
北海道開発局港湾空港部 港湾計画課 調査係	E-mail : hkd-ky-kouwanhoj01@gxb.mlit.go.jp Tel : 011-709-2311 (内線 5617)
東北地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.thr-i-kyoku@mlit.go.jp Tel : 022-716-0005
関東地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ担当係	E-mail : pa.ktr-cruise@gxb.mlit.go.jp Tel : 045-211-7437
北陸地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.hrr-kouwan103@ou.mlit.go.jp Tel : 025-370-6706
中部地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.cbr-chubu-cruise@mlit.go.jp Tel : 052-203-6330
近畿地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.kkr-kinki-cruise@gxb.mlit.go.jp Tel : 078-391-3102
中国地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : yamaguchi-k87s3@mlit.go.jp takenaka-m87j5@mlit.go.jp Tel : 082-511-3928
四国地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.skr-cruise-butsumaru@gxb.mlit.go.jp Tel : 087-811-8360
九州地方整備局港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室 クルーズ振興係	E-mail : pa.qsr-kaiyou-cruise@gxb.mlit.go.jp Tel : 092-418-3379
内閣府沖縄総合事務局開発建設部 港湾計画課 クルーズ専門官	E-mail : kaiyou-cruise.h7w@ogb.cao.go.jp Tel : 098-866-1906

2. 事業の審査・評価について

受付期間中に応募のあった事業については、以下の観点から審査・評価します。審査・評価の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載があった場合には、当該応募を無効とします。

<審査・評価の観点>

① 申請者について

- ・実施体制の妥当性
- ・クルーズ船社や地域内関係者との連携状況

② 事業計画について

- ・本事業の目的との整合性
- ・国際観光旅客税の用途に関する基本方針*との整合性
- ・実現可能性及び継続性
- ・概算事業費及び経費内訳の妥当性
- ・事業実施による成果目標の妥当性

※ 国際観光旅客税の用途に関する基本方針

観光庁 HP 参照 (<http://www.mlit.go.jp/common/001266561.pdf>)

3. 事業の採択

有識者委員会の審査・評価結果等を踏まえ、国土交通大臣が申請者に対し、提出された事業の採択もしくは不採択の結果を書面により通知します。採択した事業については、併せて、予算額（執行可能額）を申請者に通知（内定通知）します。なお、結果の通知は令和3年5月頃を予定しています。

Ⅲ. 補助金の交付等

補助金の交付申請手続き等については、事業採択の通知時にお知らせします。

補助金の交付申請受付窓口は、事業実施箇所を管轄する各地方整備局（港湾空港関係）等又は各地方運輸局（運輸監理部を含み、沖縄総合事務局にあつては運輸部を含む。）等（以下、本章において「各地方整備局（港湾空港関係）等」という。）です。補助金の交付申請等にあたっては、観光振興事業費補助金（クルーズの更なる寄港促進を通じた地域活性化事業）交付要綱及び本募集要領の内容を遵守して頂きます。

1. 補助金の交付申請

事業採択の通知を受けた申請者（以下、「補助対象事業者」という。）が補助金の交付を受けようとする際には、補助金交付申請書を提出し、交付決定を受ける必要があります。

なお、交付決定前に事業着手している事業は、補助対象外となります。また、消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。また、土地の取得に要する費用は補助対象外です。

2. 交付決定（交付決定変更も含む）

提出された補助金交付申請書については、次の事項等について審査をし、適当と認められた場合、交付を決定します。

- ・ 交付要綱及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 事業計画の内容に適合していること。
- ・ 補助金の対象とする経費に、国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）第2条第1項第1号から第4号に規定する補助金等）が含まれていないこと。

3. 補助事業の変更について

補助対象事業者は、やむを得ない事情により、次の（1）又は（2）を行おうとする場合には、あらかじめ国土交通大臣の承認を得る必要があります。

（1）補助金交付申請書に記載の事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更

(2) 補助事業の中止又は廃止

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通大臣に報告してその指示に従う必要があります。

以上の手続きを行わず、事業の内容を変更し、交付決定した事業と異なる事業を実施したと判断された場合、当該事業は補助の対象となりませんので、ご注意ください。また、既に補助金を受領していた場合には、補助金の返還を求めることがありますのでご留意願います。

4. 実績報告及び補助金の額の確定について

補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、事業実施箇所を管轄する各地方整備局（港湾空港関係）等へ実績報告書を提出して下さい。

事業実施箇所を管轄する各地方整備局（港湾空港関係）等は、実績報告書を受理した後、交付申請に沿って補助事業が実施されたかについて書類審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行います。その報告、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定します。

5. 補助金の経理

補助対象事業者は、補助事業に係る収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておく必要があります。

特に支出額については、支出内容を証する書類（契約書、支払領収書等）を整備し、収支簿とともに、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。

6. 事業中及び事業完了後の留意点

6. 1 事業完了後の調査、会計検査等

補助対象事業者からの実績報告書の提出を受け、事業実施箇所を管轄する各地方整備局（港湾空港関係）等が、関係資料の提出依頼及び現地調査を行う場合があります。

また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行

及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご留意下さい。

6. 2 取得財産の処分の制限

補助対象事業者は、取得財産について、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する（以下、「処分」という。）ことは出来ません。

大臣の承認を受ける場合は、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還するとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付する必要があります。

6. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付要綱に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第 29 条から第 33 条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。

6. 4 アンケート、ヒアリングへの協力

補助期間中若しくは終了後、本事業に関する調査・評価のために、アンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

6. 5 情報の取り扱い等

本事業について広く一般に紹介するため、事業内容等に関する情報を、国土交通省のホームページ、パンフレットに掲載するなど、公開する可能性があります。

ただし、補助対象事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれがあるとして、補助対象事業者が申し出た場合は、原則公開しません。